

障害のある人、介護する人を 支援します

市では、障害のある人や介護に当たる人が安心して暮らせるように、さまざまな福祉サービスを行っています。今回は在宅障害者のための福祉サービスを紹介します。気軽にご相談・ご利用ください。

《障害者の福祉サービス一覧》

身体障害者、知的障害者、難病患者

福祉手当の支給

重度の身体障害者や知的障害者に、障害の程度により各種福祉手当を支給します。難病患者の人には、見舞金を支給します。

日常生活用具の給付

重度の障害者や難病患者に特殊寝台、歩行支援具などの日常生活用具を給付します。

ショートステイの利用

障害者や難病患者を介護している人が、冠婚葬祭や旅行などで一時的に介護できないときや、生活訓練などを受けるときに、障害者施設などを短期間利用することができます。

身体障害者、知的障害者

デイサービスの利用

施設までの送迎と食事・入浴・機能回復訓練などのサービスを行います。

寝具乾燥サービス

寝具を干すことのできない重度の障害者に専門業者を派遣して、寝具の乾燥を行います。

配食サービス

週3日以上継続して希望する人に、昼食の配食を行います。

住宅改造費の助成

重度の障害者が住んでいる住宅を利用しやすいように改造する費用の全部または一部を助成します。

福祉タクシーの利用

重度の障害者が通院・会合など外出時にタクシーを利用したとき、料金の2分の1を助成(限度額2,000円)します。

移送サービス

障害などでひとりで外出できない人を、自宅から病院・福祉施設などへ、運転手付きの自動車で送迎します。

身体障害者

補装具の交付・修理

義肢・車いす・補聴器などの補装具が必要な身体障害者に、交付または修理します。

緊急通報装置の貸与

独居の身体障害者が万一のときに知人や救急車を呼べる緊急通報装置を貸与します。

緊急FAXの設置

聴覚障害者や言語障害者が消防車や救急車を呼べる、FAX119番を設置しています。

入浴サービス

巡回入浴車で自宅を訪問し、入浴サービスを行います。

紙おむつの給付

重度障害のためおむつを使用している人に、紙おむつを給付します。

盲導犬の給付

重度の視覚障害者に盲導犬を給付します。

声の広報

視覚障害者に「広報なりた」「コミュニティ成田」「なりた市議会だより」の録音テープを発行します。

手話通訳者の設置

聴覚障害者のコミュニケーションを確保するために、手話通訳者を設置しています。

自動車改造費の助成

重度の肢体不自由者が、自ら運転する自動車を改造する費用の全部または一部を助成します。

自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が、自動車の運転免許を取得する費用の全部または一部を助成します。

そのほか

ホームヘルパーの派遣

日常生活を営むのに支障がある、身体・知的・精神障害者や難病患者の家庭に派遣します。

診断書料の助成

身体・精神障害者手帳の申請や福祉サービスの利用に必要な診断書の作成料金の全部または一部を助成します。

福祉カーの貸し出し

心身障害者などに、車いすや寝台ごと利用できるリフト付きワゴン車「ゆうあい成田号」を貸し出します。

車いすの短期貸し出し

通院などで車いすが短期間必要な人に貸し出します。



くわしくは障害者福祉課(☎20-1539)へ。ただし、移送サービスの利用についてはボランティアセンター(保健福祉館内・☎27-8010)へ。